（法人税法施行規則の一部改正）

第二条　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表十二(十)の記載要領第二号(2)及び(4)中「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」を削る。

（財務省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第三条　財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十年財務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年財務省令第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　附則第一条第四号に定める日以後に、旧法第七十条の四第一項に規定する農地等について、農地法等改正法第一条の規定による改正後の農地法（第四項において「新農地法」という。）第三十条第三項の規定による指導が行われる場合における前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規則第二十三条の七第一項の規定の適用については、同項中「農業経営基盤強化促進法施行規則第二十八条第一項」とあるのは、「農地法施行規則第七十六条」とする。

（国有農地等の売払いに関する特別措置法の施行に伴う譲渡所得の課税の特例の適用に関する省令の廃止）

第五条　国有農地等の売払いに関する特別措置法の施行に伴う譲渡所得の課税の特例の適用に関する省令（昭和四十六年大蔵省令第三十号）は、廃止する。

附　則

この省令は、農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日（平成二十一年十二月十五日）から施行する。

○経済産業省令第六十七号

農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行に伴い、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月十四日

経済産業大臣　直嶋　正行

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第七号中「第二条第七項」を「第二条第三項」に、「第十五条の二第一項」を「第六条第一項」に改める。

附　則

この省令は、農地法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十二月十五日）から施行する。

告　示

○法務省告示第五百七十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年十二月十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　ムーン・サム・ピュン

生年月日　千九百六十九年二月十一日

国　籍　大韓民国

○法務省告示第五百七十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国バージニア州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年十二月十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　カーティス・ウェイン・ラウリー

生年月日　千九百五十八年十二月三十一日

国　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第五百七十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十一年十二月十四日

法務大臣　千葉　景子

一　指定を受けた者

氏　名　カーティス・ウェイン・ラウリー

生年月日　千九百五十八年十二月三十一日

国　籍　アメリカ合衆国

原資格国　アメリカ合衆国バージニア州

二　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるものアメリカ合衆国コロンビア特別区において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第五百七十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年十二月十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　サラ・ジェーン・ハリス

生年月日　千九百七十三年八月四日

国　籍　ニュージーランド

○法務省告示第五百七十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年十二月十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　マーク・イアン・プレンダーリース

生年月日　千九百七十三年十二月二十三日

国　籍　連合王国

○法務省告示第五百八十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年十二月十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　スティーブン・エマーソン・カマー

生年月日　千九百六十二年十二月十三日

国　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第五百八十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年十二月十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　マキシミリアン・ジュリアス・ヒロタロウ・マッキー

生年月日　千九百七十七年八月十三日

国　籍　連合王国

○法務省告示第五百八十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年十二月十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　マイケル・カール・グラファーニャ

生年月日　千九百六十二年八月四日

国　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第五百八十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十一年十二月十四日

法務大臣　千葉　景子

一　指定を受けた者

氏　名　マイケル・カール・グラファーニャ

生年月日　千九百六十二年八月四日

国　籍　アメリカ合衆国

原資格国　アメリカ合衆国ニューヨーク州

二　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるものアメリカ合衆国カリフォルニア州において効力を有し、又は有した法